

教職大学院研修派遣実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市公立学校の教員を教職大学院に派遣し、学校や地域が抱える教育課題の解決や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、川崎市の教育の充実を図るために、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教職大学院派遣研修について、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣先)

第2条 横浜国立大学教職大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）とする。

(派遣期間)

第3条 派遣期間は、2年間とする。ただし、教職大学院において短期履修が認められた者は、1年間とする。

(派遣候補者)

第4条 派遣候補者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 教職大学院派遣時において、本市での教職経験が7年以上及び2校以上の勤務経験を有し、原則、年齢が50歳未満の者であること。
- (2) 教員免許状（一種）を有すること。
- (3) 勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健康であること。
- (4) 教職大学院への派遣が学校運営上支障がなく、かつ、有益であること。
- (5) 派遣期間終了後も引き続き本市教員として所属校において勤務する意思のあること。

(派遣候補者の選考)

第5条 所属長の推薦する者のうちから、口述試験等により派遣職員を選考す

るものとする。

(派遣決定者)

第6条 派遣決定者（以下「派遣教員」という。）は、第5条において、認められたもので、教職大学院入学者選抜試験に合格したものとする。

(派遣教員の責務)

第7条 本派遣は、職務として研修を命じるものであり、派遣教員は、研修期間中、専ら所定の研究に従事するものとする。

2 派遣教員は、研修期間中、1日の勤務時間に相当する時間について、研修に専念する義務があり、研究がない期間においても教職大学院等で研究を行うものとする。

3 派遣教員は、研修修了後、研修の内容、成果、課題等を研修報告書として所属長及び教育委員会に報告するほか、川崎市の教育の充実に資するため、各地域や学校で指導的役割を担う教員として研修成果の還元に努めなければならない。

(サービスの取扱い)

第8条 派遣教員のサービス上の取扱いは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 研修期間中は、研修先教職大学院を勤務地とし、サービスは教育公務員特例法第22条第3項に基づく研修出張として取り扱うものとする。

(2) 派遣教員は、研修先教職大学院の研究日以外の日（休日を除く。以下「自主研究日」という。）に、旅行等研究以外の行動をする場合は、あらかじめ休暇その他のサービスに関する規定等に従って所属校を通じて所定の手続きをとるものとする。

(派遣の取消し)

第9条 教育委員会は、派遣教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣研修を取り消すものとする。

- (1) 職員としての身分を失った場合。
- (2) 心身上の理由により研修の継続が困難になった場合。
- (3) 研修先での学業又は研究の実績が著しく不良である場合。
- (4) その他研修生として適格でないと認められる場合。

(経費の負担)

第10条 派遣に伴う経費の負担は、原則として次のとおりとする。

- (1) 派遣期間中の給料等は、支給する。ただし、時間外手当は支給しない。
- (2) 研修先教職大学院を勤務地として、自宅からの通勤手当（通学定期券相当）を支給する。なお、教職大学院の長期休業期間における取扱いについては、別途協議するものとする。
- (3) 学校課題解決研究に関わる所属校での調査研究及び連携協力校(実習校)における学校実習等、研修先教職大学院の科目履修に伴う交通費については、出張扱いとし、旅費を支給する。
- (4) 入学検定料、入学料及び授業料は、市の負担とする。

(研修の修了)

第11条 研修先教職大学院が定める、所定の課程の修了が認められたことをもって、本研修の修了とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、改正後の要綱は令和4年4月1日から適用

する。